

## 1 業務名

熊本市高齢者生活援助事業

## 2 目的

退院直後であり又は在宅生活中の傷病による緊急的な体調不良等のため、掃除、買物その他の家事を行うことが困難な高齢者に、生活援助員(以下「援助員」という。)を居宅に派遣し、一時的に生活を援助することを目的とする。

## 3 対象者

- ①熊本市内に居住する独居又はそれに準ずる世帯のおおむね 65 歳以上の者
  - ②在宅で生活している者であって退院直後又は緊急的な体調不良等で家事や栄養管理が困難な者
  - ③介護保険制度の要介護（要支援）認定及び障害者総合支援法の給付決定に該当していない者
  - ④介護予防・日常生活支援総合事業対象者（短期運動型通所サービスのみの利用者及び利用予定者を除く。）ではない者
- 以上①②③④の条件を全て満たしていること

## 4 履行場所

熊本市内

## 5 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

## 6 業務の内容

### ①業務内容

地域包括支援センターの作成した利用計画書に沿って、対象者居宅に援助員を派遣し、調理の援助、居室等の掃除及び整理整頓の援助並びにその他必要な家事援助を行うものとする。

### ②派遣期間

派遣期間は3ヶ月以内とする。

サービスに係る援助員の派遣時間は、派遣対象者につき原則として1週あたり1回45分未満とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1週あたり2回までとする。

## 7 実績報告

実績報告書を利用者ごとに作成し、派遣終了翌月20日までに報告するもの。

## 8 委託料・負担額

### ① 生活保護法による被保護者

派遣 1 回あたりの委託料 : 1,790円

派遣 1 回あたりの利用者負担額 : 0円

### ② ①以外の者

派遣 1 回あたりの委託料 : 1,611円

派遣 1 回あたりの利用者負担額 : 179円

## 9 個人情報の保護

委託業務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、業務従事者は業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせたり、又は不当な目的に利用してはならない。

## 10 その他

業務実施にあたっては、地域包括支援センターや区役所等の関係機関と連携をとり実施すること。